

平成20年度の入札・契約制度の見直し

川崎市財政局管財部契約課

1 財政局契約課で締結する工事請負の契約について、平成20年4月1日以降に発注する案件から、次のとおり入札・契約制度の内容についてお知らせいたします。

(1) 総合評価一般競争入札の試行実施について

試行実施予定件数：8件（19年度） 20件程度（20年度）に拡大実施
今年度から簡易型に加えて、特別簡易型を試行実施します。

(2) 主観評価項目制度の実施について

実施予定件数：88件（19年度） 100件（20年度）に拡大実施

(3) 混合入札の試行実施について

共同企業体を結成し、競争入札に参加することを条件として入札を行っている案件において、『工事の規模、性格等に照らし、単独で確実かつ円滑に施工できる企業があると認められるもの』について、単体企業と共同企業体との混合による入札（「混合入札」）を試行実施します。

(4) 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、平成20年度発注工事（平成20年度の早期発注を除く。）から、一定の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

(5) その他

ア 工事成績評定点の平均点の算出期間を過去2年間から3年間に延長

イ 施工実績の対象期間を過去10年間から11年間に延長

以上、詳しくは、入札等の実施について(工事請負)をご覧ください。

2 各局における契約の落札結果公表の対象範囲の拡大について

公正性、透明性の向上を図るため、公表する対象案件を拡大いたします。

従来、一般競争入札のみでしたが、指名競争入札及び一定額以上の随意契約の落札結果をインターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」において追加公表いたします。なお、平成20年4月1日落札分からが対象となります。

3 競争入札参加資格申請における雇用保険等の加入条件化について

平成21・22年度における競争入札参加資格申請から「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入」を条件化することといたします。

これによって、法令の遵守 労働者の生活の安定や福祉の向上 保険料の公平負担による競争入札の公正性の向上が図れるものと考えております。

なお、法律上、加入義務がない方については、これらの保険に加入していなくても競争入札参加資格は認められます。

入札等の実施について（工事請負）

川崎市財政局管財部契約課

財政局契約課で締結する契約について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について（前年度と変更なし）

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

インターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口での一般競争入札の公表日は次のとおりです。

毎週月曜日（その日が休日の際は次の開庁日）の公表：

【業 種】土木・下水管きょ・舗装・造園

毎週水曜日（その日が休日の際は次の開庁日）の公表：

【業 種】上記以外の業種〔建築・電気等〕

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 配置予定技術者

建設業法に基づき、技術者の配置を求めます。入札参加申込に当たっては、配置予定技術者届を提出してください。

なお、配置予定技術者の専任配置を条件とする案件の入札参加申込は、3件までとしますが、同一入札日の案件については、同一技術者で申し込めるのは1件のみとします。落札した場合は、同一技術者で入札参加申込をした他の案件で、申込締切後のものについては、入札辞退してください。辞退しない場合は、その入札を無効とします。また、入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は認めません。

配置予定技術者に関する取り扱いについては、既に平成17年11月14日付け及び平成19年1月4日付けで詳細に通知しておりますので、そちらを参照してください。

(5) 設計図書等

見積用の設計図書等は、原則として、有償とします。設計図書等は、必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書等の入手方法については、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(6) 資格確認通知

入札参加条件のうちの一部（会社の所在地等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(7) 落札者の決定」のとおりです。

(7) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めた

ときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

(8) 類似工事施工実績の審査

類似工事施工実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、設計担当部署にて類似工事施工実績の審査を受けてください。審査の結果、類似工事施工実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

なお、類似工事施工実績を求める案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとします。

2 総合評価一般競争入札の試行実施について

前年度から、本市においても総合評価一般競争入札を導入し、簡易型を8件試行実施したところですが、20年度においても、引き続き、試行件数を20件程度に拡大して実施します。なお、入札の種類として、従来の簡易型に加えて、特別簡易型を試行実施します。

改正された総合評価一般競争入札試行要綱が「入札情報かわさき」に掲載されていますのでご参照ください。また、ガイドラインにつきましても、平成20年4月末までに改訂版を「入札情報かわさき」に掲載する予定となっています。

3 主観評価項目制度の運用について

前年度においては、主観評価項目制度を利用した一般競争入札を年間発注総件数の2割程度の88件を実施してきましたが、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高める」ことを一層拡大するため、20年度においては、同制度を利用した一般競争入札を100件程度実施することとします。なお、前年度においては、主観評価項目点については20点以上、工事成績評定点については65点以上に点数を固定して、主観評価項目制度を利用し、入札を実施しておりましたが、20年度からは、入札案件ごとに、競争性を妨げない範囲で、各評価点の引き上げなどの試行実施を予定しています。

また、前年度から試行実施しておりますが、主観評価項目点と工事成績評定点を組み合わせでの実施も引き続き予定しております。

4 混合入札の試行実施について

共同企業体を結成し、競争入札に参加することを条件として入札を行っている案件において、『工事の規模、性格等に照らし、単独で確実かつ円滑に施工できる企業があると認められるもの』について、単体企業と共同企業体との混合による入札（「混合入札」）を試行実施します。平成20年度においては、対象工事として、川崎市共同企業体取扱要綱第4条で対象になっている工事で**市内業者の同一ランク同士及び市外(準市内)業者同士のもの**の中から選出し、試行実施する予定です。

なお、併せて、共同企業体の取り扱いについて、次のとおり、一部、見直しを図りました。

共同企業体の契約においても、契約保証金の納付等が必要となります。

共同企業体の全ての構成員から技術者(主任又は監理技術者)の専任配置を求めます。

共同企業体の各構成員(出資割合20%以上の構成員のものに限る。)に同じ工事成績評定

点が付きま

詳しくは、「入札情報かわさき」に“共同企業体の取り扱いについて（通知）”が掲載されていますのでご覧ください。

5 予定価格の事前公表について（前年度と変更なし）

- (1) 競争入札により執行する全案件について実施します。
- (2) 予定価格の事前公表については、一般競争入札は、案件ごとの公表内容に記載し、指名競争入札は、指名通知書に記載します。
- (3) 事前公表した予定価格を上回った入札は、これを無効とします。見積額が予定価格を上回る場合は、入札を辞退してください。辞退することによる不利益はありません。

6 最低制限価格について（前年度と変更なし）

予定価格が3億円未満の競争入札により執行する案件に設定します。最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の70%～85%の範囲で設定しますが、その価格を下回った入札は無効とします。

なお、最低制限価格は事後公表とします。

最低制限価格は原則として、[直接工事費] + [共通仮設費] + [現場管理費の1/5]で算出した額を基準に設定します。

工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の70%～85%の範囲内で適宜設定します。

最低制限価格設定の取扱いについては、「入札情報かわさき」の契約関係規定に別途掲載してある「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「最低制限価格設定に係る運用指針」をご覧ください。

7 低入札価格調査について（前年度と変更なし）

予定価格が3億円以上の競争入札により執行する案件で実施します。

入札価格が調査基準価格（予定価格の70%～85%の範囲で設定）を下回る場合は、その価格で適正な契約の履行が可能であるか調査した上、落札の適否を決定します。

調査基準価格は、最低制限価格の算出方法と同様の方法により設定します。

8 工事積算内訳書について（前年度と変更なし）

- (1) 入札書と同時に積算内訳書を提出してください。積算内訳書を提出されないときは、その入札を無効とします。

電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙入札の場合は、入札書と一緒に提出してください。

なお、予定価格5百万円（税抜）未満の案件については、積算内訳書の提出の必要はありません。

- (2) 入札金額は、積算内訳書の合計金額と同一価格としてください。積算内訳書の合計金額を上回る入札は、無効とします。
- (3) 積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行います。
- (4) 積算内訳書は、本市が作成した様式を使用してください。様式は「入札情報かわさき」

からダウンロードしてください。ダウンロードできない方については、契約課で配布します。

9 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、平成20年度発注工事（平成20年度の早期発注を除く。）から、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

- 1 監督部署が同一であるもの
- 2 次のいずれかの条件を満たす工事
 - 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事
 - 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事
- 3 本取扱いの対象である旨明示されているもの
 - 詳しくは、「入札情報かわさき」に“現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）”が掲載されていますのでご覧ください。

10 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。

11 その他

- (1) 工事成績評定点の平均点の算出期間を過去2年間から3年間に延長
 - 業者登録情報として、各業者に付いています工事成績評定点の平均点の算出期間を現行の「過去2年間」から「過去3年間」に延長します。
 - (算出方法については、主観評価項目制度実施要領（「入札情報かわさき」の契約関係規定（契約関係規定）に掲載）を参照してください。)
- (2) 施工実績の対象期間を過去10年間から11年間に延長
 - 一般競争入札において、入札参加資格としての業者の施工実績の対象期間を、現行の「過去10年間」から「過去11年間」に延長します。なお、今後、毎年度、1年間延長し、最大「過去15年間」まで延長する予定です。

入札等の実施について（業務委託）

川崎市財政局管財部契約課

財政局契約課で締結する契約（測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建物清掃及び屋外清掃）について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について（前年度と変更なし）

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が5百万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）にインターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 設計図書等

見積用の設計図書等は、原則として、有償とします。設計図書等は、必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書等の入手方法については、案件ごとの公表内容を御覧ください。

また、契約課窓口での設計図書等の閲覧は、中止いたします。

(5) 資格確認通知

入札参加条件のうちの一部（会社の所在地等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

(7) 類似業務委託実績の審査

類似業務委託実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、設計担当部署にて類似業務委託実績の審査を受けてください。審査の結果、類似業務委託実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を

行います。

なお、類似業務委託実績を求める案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとします。

(8) 測量業務委託について

土地境界査定測量業務委託については、平成19年度後期に行いました、測量士の配置を参加資格条件とした一般競争入札を引き続き行います。

(9) 主観評価項目を利用した入札について

平成19年度に業種「屋外清掃」で主観評価項目を利用した一般競争入札を行いました。引き続き、業種「屋外清掃」において試行実施を行います。

2 予定価格について（前年度と変更なし）

予定価格の事前公表は行いませんが、原則として、入札実施後に公表します。

3 最低制限価格について（前年度と変更なし）

競争入札により執行する案件に設定します。なお、最低制限価格は、予定価格の3分の2を下らない範囲内で業種ごとに設定し、その価格を下回った入札は無効とします。また、その価格は事前公表しませんが、原則として、入札実施後に公表します。

4 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。

入札等の実施について（物品調達、製造請負）

川崎市財政局管財部契約課

財政局契約課で締結する契約について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について（前年度と変更なし）

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）にインターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 仕様書等

仕様書等は、無償で交付します。

(5) 資格確認通知

入札参加条件のうちの一部（会社の所在地等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

2 予定価格について（前年度と変更なし）

予定価格の事前公表及び事後公表は、行いません。

3 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。